

・子どもの生命・安全を守る

児童の事故防止について、天災・人災を含めて総合的に安全管理と安全指導を実施する。

- ① 安全な環境整備と児童相談所、警察等関係機関との連携強化
- ② 食中毒・感染症の防止強化
- ③ 建物、設備、遊具、園庭、プール、非常用具の整備点検
- ④ 防災・防火対策について消防署との連携による避難訓練の実施
- ⑤ 非常時における非常用備品、非常食備蓄の研究推進
- ⑥ 不審者事案における警察との連携、不審者事案に対する園の基本姿勢の伝達と相互理解及び不審者事案に対する職員の対応訓練の実施
- ⑦ 園庭遊具をはじめとする危険箇所のチェックと補修の実施
- ⑧ 月一回以上の避難訓練の実施

・保健衛生管理

- ① 健康診断 職員 年1回（35歳以上は成人病予防検診、35歳以下は一般健康診断）
児童 内科検診 年2回、歯科検診 年1回、尿検査

② 疾病予防対策

- ・すべてのクラスでペーパータオルを利用して感染症の防止に努めている。
- ・調乳に関しては「乳児用調乳粉乳の安全な調乳、保存及び取り扱いに関するガイドライン～FAO/WHO 共同作成」に従って行っている。

③ 衛生管理

冷蔵庫や布巾、食器の定期的な消毒、トイレ、洗面所、保育室等の定期的な丁寧掃除、集団調理システム時の三角巾、マスクの着用徹底、児童の衛生管理（手洗い、うがい、アルコール消毒等）の履行

・職員研修計画

県内外の認定こども園などの主催、県の研修センターの研修会などに参加する。